

介護老人保健施設かつら苑の運営規程

第1条 医療法人生山会が開設する介護老人保健施設かつら苑が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1、介護老人保健施設かつら苑の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護、介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭とのむすびつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

名称 医療法人生山会 介護老人保健施設かつら苑

所在地 山口県長門市俵山字桂川4910の1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 介護老人保健施設かつら苑の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

① 医師 1人 (常勤)

医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設かつら苑に携わる従業者の管理、相談を行う。なお、併設たわらやま介護医療院、たわらやま診療所と兼務とする。

② 支援相談員 1人 (常勤)

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

③ 看護及び介護要員 17人以上 (常勤)

・看護職員 5人以上

・介護職員 12人以上

看護・介護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

④ 理学療法士 1人以上 (常勤)

理学療法士は、入所者の状態に応じた機能訓練、指導を行う。

⑤ 介護支援専門員 1人 (常勤)

介護支援専門員は適切な施設サービスが提供されるよう、サービス計画を作成する。

なお、看護職を兼務とする。

⑥ 薬剤師 1人 (常勤)

薬剤師は、医師の処方に基づき入所者等の薬剤の調整及び製剤をするとともに、医薬品管理を行う。なお、併設たわらやま介護医療院、たわらやま診療所と兼務とする。

⑦ 栄養士 2人（常勤換算で1.5人）

・管理栄養士 1人（常勤）

・栄養士 1人（常勤）

栄養士は、入所者等の食事献立をするとともに栄養指導を行う。

なお、併設たわらやま介護医療院と兼務とする。

(入所定員)

第6条 介護老人保健施設かつら苑の入所定員は50人とする。

(サービスの内容)

第7条 1、介護老人保健施設かつら苑の内容は、次の通りとする。

介護保健施設サービス（看護・介護職員3:1、看護職員は、7分の2）

2、要介護者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練、その他医療等が必要であると求められる者を対象にサービスを提供する。

3、サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における、看護、介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 1、介護老人保健施設かつら苑の利用料の額は厚労大臣が定める基準によるものとし、

利用料の1割または2割または3割とする。

2、食費は1日につき1800円（1食600円）とする。ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食事の負担限度額とする。

3、入所者が希望する個室については、1日につき2500円を徴収する。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担限度額とする。多床室を利用する入所者は、1日につき437円とする。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

4、上記2及び3に係わる費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

5、その他、日常生活で係わる費用の徴収が必要になったときは、その都度利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 1、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。

2、利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3、診療にあたっては、療養上妥当適切に行う。看護、介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には看護職員を当てる。

（2）非常災害用の設備点検は保守業者（山口防災工業株）に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を整備する。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。また、身体的拘束適正化のための指針を定め、身体的拘束の適正化のための体制を整備する。

(虐待の防止等)

第12条 1、当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2、当施設では、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 1、当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な措置を行う。
2、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。

(感染対策等)

第15条 1、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。
2、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な処置を講ずるための体制を整備する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 1、従業者の資的向上を図るための研修の機会を設け、業務体系を整備する。
2、従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報の秘密を保持する。
3、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人生山会介護老人保健施設かつら苑が定めるものとする。

(付則) この規程は平成20年4月1日から施行する。

平成23年 8月17日、改定。(介護職員1名増員)
平成24年 4月 1日、改定。(看護職員1名交替)
平成24年 5月 1日、改定。(理学療法士1名兼務なし)
平成25年 6月16日、改定。(理学療法士2名兼務あり)
平成26年 5月20日、改定。(介護職員1名減員)
平成26年10月22日、改定。(介護職員1名減員)
平成27年 4月 1日、改定。(介護職員2名増員)
平成27年 8月 1日、改定。
平成30年 4月 1日、改定。
令和 1年10月 1日、改定。
令和 2年 4月 1日、改定。
令和 3年 4月 1日、改定。
令和 4年11月 1日、改定。(管理栄養士1名常勤専従)
令和 6年 8月 1日、改定。